第4回 医学研究等における個人情報 の取扱い等に関する合同会議

平成28年7月4日

資料 2-3

# 指針見直しの方向性(案) (匿名加工情報・非識別加工情報)

平成28年7月4日

## 3. 匿名加工情報、非識別加工情報の取扱い

#### 1. 現状

- ▶ 個人情報保護法が改正され、新たに「匿名加工情報」が、行政機関個人情報保護法及び独立 行政法人等個人情報保護法が改正され、新たに「非識別加工情報」が定義された。
- ▶ 匿名加工情報及び非識別加工情報(以下「匿名加工情報等」という。)は、個人情報を、特定の個人が識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにしたものであり、個人情報保護委員会規則に基づく匿名加工基準に従い適正に加工することや個情法が適用される民間事業者において識別行為を禁止するなど一定の規律を求めることにより、民間事業者におけるパーソナルデータの利活用を促進するものである。
- ▶ 国及び独法等においては、匿名加工情報等の提供を受けることができるが、個人情報に該当する場合は、個人情報として取り扱う。

### 2. 論点

▶ 民間事業者にとっては匿名加工情報として取り扱える情報であっても、国及び独法等が当該情報の提供を受けた際に個人情報に該当する場合は、個人情報として取り扱うこととなる。個人情報と匿名加工情報等はそれぞれ法律上求められる要件が異なるため、指針において匿名加工情報等の統一的なルールを設けることが困難である。

#### 3. 見直しの方向性(案)

- ➤ このため、法律等の規定により匿名加工情報等の取扱いに一定の制限がかかる機関において、 既に作成された匿名加工情報等のみを用いる場合は指針の適用対象外とし、当該法律等の規 定を遵守することとして、指針で上乗せの規制をしないこととしてはどうか。
- ▶ ただし、個人情報保護法第4章(個人情報取扱い事業者等の義務)の適用が除外される場合 (私立大学・学会等の学術研究機関が学術研究を行う場合)は、匿名加工情報の取扱いについての規制がないため、既に作成された匿名加工情報等を、個人情報保護法第4章の適用が除外される機関において用いる場合、指針で最低限の上乗せの規制(個人情報保護法で求める匿名加工情報の取扱いに係る措置)を求めてはどうか。

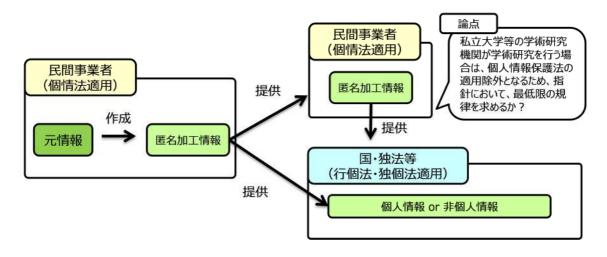
#### (参考) 匿名加工情報等の取扱いに係る法律の規定の有無等

情報の提供を受ける者	法律の規定の有無
民間事業者(個情法適用)	あり
私立大学・学会等の学術研究機関やそれらに	なし
属する者(個情法適用除外)	
国・独法等(行個法・独個法適用)	個人情報に該当する場合は、個人情報として取扱う

#### 匿名加工情報の取扱いについて

#### <取扱いのポイント>

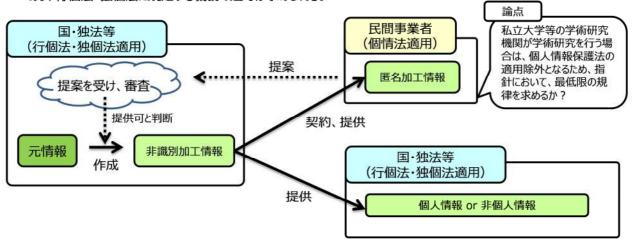
- ●民間事業者(民間企業・民間病院等)
- ・匿名加工情報の取扱いに当たって、個人情報保護法に規定する義務の遵守が求められる。
- ●私立大学・学会等(学術研究機関が学術研究を行う場合:個情法適用除外)
- ・匿名加工情報の取扱いに当たって、個人情報保護法に規定する義務は課せられていない。
- ■国·独法·国立大学等
- ・匿名加工情報の提供を受けることができるが、個人情報に該当する場合は、個人情報として取り扱う。



#### 非識別加工情報の取扱いについて

#### <取扱いのポイント>

- ●民間事業者(民間企業・民間病院等)
- ・民間事業者が非識別加工情報の提供を受けた場合は、個人情報保護法に規定する匿名加工情報の取扱いが求められる。
- ・非識別加工情報の取扱いに当たって、行個法・独個法に基づく契約の遵守が求められる。
- ●私立大学・学会等(学術研究機関が学術研究を行う場合:個情法適用除外)
- ・匿名加工情報の取扱いに当たって、個人情報保護法に規定する義務は課せられていない。
- ・非識別加工情報の取扱いに当たって、行個法・独個法に基づく契約の遵守が求められる。
- ■国・独法・国立大学等
  - ・非識別加工情報について、提案主体としては想定されないが、所掌事務の範囲内で、利用・提供することが可能であり、行個法・独個法に規定する義務の遵守が求められる。



#### 匿名加丁情報・非識別加丁情報の取扱い

- ▶ 指針の適用範囲の規定に、匿名加工情報の取扱いを規定してはどうか。 〈条文イメージ〉
- 1 適用される研究

この指針は、我が国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。また、次に掲げるいずれかに該当する研究は、この指針の対象としない。

- ア 法令の規定により実施される研究
- イ 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
- ウ 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
  - ①既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
  - ②既に連結不可能匿名化されている情報 (←案1~3に応じて、見直しを検討)
  - ③既に匿名加工又は非識別加工されている情報(個人情報の保護に関する法律第76条が適用 される場合を除く。) (←追加)
- 私立大学・学会等(個人情報保護法第76条に規定する学術研究機関の適用除外となる場合)が 匿名加工情報を取り扱う場合は、個人情報保護法と同様の規律を求めることとしてはどうか。 <追加項目のイメージ>
  - 1. 匿名加工情報の作成等(個情法第36条に対応する規定)[検討中]
  - 2. 匿名加工情報の提供(個情法第37条に対応する規定)
  - 3. 識別行為の禁止(個情法第38条に対応する規定)
  - 4. 安全管理措置等(個情法第39条に対応する規定)

# (参考) 匿名加工情報・非識別加工情報に求められる規律

法律	個人情報保護法	行政機関個人情報保護法/独法等個人情報保護法
対象	民間病院・企業、私立大学・学会等 (私立大学や学会等の学術研究機関及びそれらに 属する者については個情法の適用除外)	国の機関/独立行政法人・国立大学等
定義	【匿名加工情報】  ●特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの	【行政機関非識別加工情報/独立行政法人等非識別加工情報】  ●特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの  ●次のいずれにも該当するもの  ・個人情報ファイル簿が公表されていること  ・情報公開請求があれば部分開示されること等  ・行政運営に支障を生じないこと
提側の手き置	【個人情報取扱事業者※】 ●個情委規則に定める基準に従い個人情報を適正に加工する ●個情委規則に定める基準に従い加工の方法等の情報を安全管理措置を講じる ●匿名加工情報を作成した時には、個情委規則に定めるところにより当該情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表 ●本人識別を目的とする照合禁止 ●匿名加工情報を第三者提供する時には、あらかじめ個人に関する情報の項目及び提供の方法を公表 ●匿名加工情報を第三者提供する時には、匿名加工情報である旨を相手方に明示 ●匿名加工情報の安全管理措置、苦情の処理等を自ら講じ、その内容を公表(努力義務)	【行政機関の長/独立行政法人等】  ●提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載  ●提案の募集(定期的に) ●提案の審査 ・非識別加工情報の本人の数が個情委規則に適合 ・加工の方法が基準に適合 ・加工の方法が基準に適合 ・新たな産業の創出等に資する ・個情委規則で定める期間を超えない ・事業内容等が、本人の権利利益の保護のために適切 ・その他個情委規則に適合等 ●個情委規則で定める基準に従い加工 ●個情委規則で定める基準に従い加工 ●個情委規則で定める基準に従い安全確保措置 ●非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載
提供を 受ける 側手 き・措 音・等	【匿名加工情報取扱事業者※】  ●本人識別を目的とする照合禁止  ●匿名加工情報を第三者提供する時には、あらかじめ個人に関する情報の項目及び提供の方法を公表  ●匿名加工情報を第三者提供する時には、匿名加工情報である旨を相手方に明示  ●匿名加工情報の安全管理措置、苦情の処理等を自ら講じ、その内容を公表(努力義務)	【行政機関/独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者(になろうとする者等)※】 ●個情委規則で定めるところにより、提案 ・提案者、個人情報ファイルの名称、非識別加工情報の本人の数、加工の方法、事業内容、事業期間、漏えい防止措置等、その他個情委規則で定める事項等 ●個情委規則で定めるところにより、契約 ●政令で定めるところにより、手数料納付

※国の機関、独法・国立大学等、地公体、地方独法を除く。